

# 「関西支部優秀学生発表賞」細則

社団法人 日本経営工学会 関西支部

## (目的)

第1条 日本経営工学会表彰規定に定める「優秀学生賞」の対象学科が統合・再編等により変貌を遂げてきている状況に鑑み、「優秀学生賞」とは別に、関西支部主催で開催する「卒業論文発表会」において、その発表が優秀であると認められる学生を表彰するため、本細則で、その賞の名称、対象業績および選考手続等を定める。

## (賞の名称)

第2条 関西支部は日本経営工学会表彰規定における「日本経営工学会優秀学生賞」に準ずるものとして、支部独自に「関西支部優秀学生発表賞」を設け、表彰を行う。

## (対象業績)

第3条 関西支部優秀学生発表賞の対象となる業績は、関西支部が主催する卒業論文発表会において、その発表が優秀であることとする。

## (選考手続)

第4条 関西支部優秀学生発表賞の受賞者は次の手続により選考する。

- (1) 関西支部長は関西支部優秀学生発表賞選考委員長および副委員長を指名し、運営委員会の承認を得る。
- (2) 選考委員長は、卒業論文発表会半年前までに、委員長を含めて5名からなる選考委員会の名簿を運営委員会に提案し、承認を得る。選考委員には産業界から1名以上の参加を得るものとする。
- (3) 選考委員会は、卒業論文発表会においてその発表が優秀であると認められる者1名またはそれと同等と認められる複数名を受賞者として決定し、選考理由書を添えて支部長へ報告する。
- (4) 支部長は選考委員会での選考結果を運営委員会および総会に報告する。

## (表彰)

第5条 表彰は表彰状および副賞の授与をもって行う。副賞は「日本経営工学会優秀学生賞」に準ずる。

「日本経営工学会優秀学生賞」受賞者が本賞を受賞した場合には副賞は与えない。

第6条 受賞者を支部ホームページに掲載する。

## (細則の変更または廃止)

第7条 本細則の変更または廃止は運営委員会の議決を要するものとする。

## 附則

- 1 本細則は平成20年4月12日より施行する。